

「食品業界の信頼性向上自主行動計画」 策定の手引き

【食品事業者団体向け】

平成 20 年 3 月
農林水産省

食品事業者団体向け「信頼性向上自主 行動計画」策定の手引き

食品事業者団体は、次に掲げる対応を「信頼性向上自主行動計画」として策定して、総会・理事会において決定し、会員等企業にその内容を周知しながら、取組を推進することが望まれます。

なお、本案はモデルとして策定しましたので、業界の実態を踏まえた実効性のあるものとするため、内容を必要に応じて、適宜、加筆・削除など見直されるようお願いいたします。

団体信頼性向上自主行動計画

業界全体として、食品の安全や品質を確保し、消費者から信頼され続けるようになるよう、次のとおり必要な情報の提供・発信、相談対応、行政機関との連携等を行う役割を果たします。

会員等企業に対して、「食品事業者の5つの基本原則」の周知を図るとともに、本基本原則に基づいて会員等企業が消費者の信頼を確保・向上するために行う各種取組について、相談対応します。

注：相談対応の内容としては、例えば、食品表示や提供メニューの表示に関する対応の相談や食品事故が発生した場合の対応のアドバイスなど。

消費期限や賞味期限等の表示のガイドラインを策定するほか、専門家によるセミナー等を開催することなどにより、会員等企業に対して表示の適正化に向けて必要な支援を行います。

注1：外食事業者団体、生鮮食品卸売事業者団体など消費期限や賞味期限等の表示のガイドラインの策定などが馴染まない食品事業者団体は修正。

注2：既に、業界団体としてガイドラインを定めている場合には、本ガイドラインの見直しや一層の周知徹底を図る旨記載。

総会や理事会等の際に、セミナー等を開催することなどにより、会員等企業に対して、コンプライアンス体制の構築の必要性について継続して周知徹底を図ります。

消費者等に対して、業界としての取組や食品に関する適切な情報等について、団体のホームページなどを通じて提供します。

注：媒体としては、ホームページの他、広報誌、新聞や雑誌、店頭広告・POP（ポップ）など。

業界としての信頼性向上に向けた取組の中で明らかになってきた諸課題については、農林水産省等の行政機関と緊密に情報を共有し、連携しつつ、解決に向けて取り組みます。